

令和7年10月1日

一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札について、次のとおり公告する。

社会福祉法人 蓬萊会
理事長 湖山 泰成

1. 入札に付する事項

- (1) 入札名称 社会福祉法人蓬萊会 紙オムツ売買契約
 - (2) 入札場所 埼玉県入間郡三芳町北永井946-1
 - (3) 契約期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
- ※ 自動更新を行わないものとする。

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 設定しない
- (4) 入札保証金 無
- (5) 契約書の作成 要

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 埼玉県における「販売」の入札参加資格を有する者。
- (4) 埼玉県近郊に本店若しくは支店及び営業所を有する者。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 開札日から過去3年間に埼玉県内に同様の実績があること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格申請書及び仕様書等

- (1) 受付期間 公告日から令和7年10月9日（木）
午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）下記（8）へ電話又はメール、
いずれかの方法により入札参加する意思を表明すること。
 - (2) 配布方法 法人より電子メールにて当該書類を送付する
 - (3) 配布資料 入札参加資格審査申請書
 - (4) 提出期間 公告日から令和7年10月9日（木）までの午前9時～午後5時の時間
 - (5) 提出書類 ア 入札参加資格審査申請書 1通
イ 会社案内・会社経歴書 1通
ウ 直近3年間における、同様の実績を証する書類 1通
- ※ 書式は特に指定しないが、業務先法人名、業務年月日等の記載

は必須とする。

- エ 3 (3) の入札参加資格を有することを証明できる書類
- オ 誓約書、承諾書等 (別紙 1、2、3)
- カ 担当者名刺

(6) 提出方法 持参

(7) 入札参加の通知 入札参加資格審査の結果については、令和 7 年 10 月 10 日 (金) 午後 3 時までに電子メールにて通知し、原本は仕様書類に同封する。

(8) 提出・問合せ先

〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町大字北永井 946-1

特別養護老人ホームこころ三芳 担当：細沼 政之

電話：049-259-6018 FAX：049-259-6021

E-mail：kokoromiyoshi@houraikai.or.jp

5. 仕様書等配布について

(1) 配布資料

- ア 仕様書
- イ 入札書
- ウ 委任状
- エ 辞退書
- オ 質疑書

(2) 配布方法

入札参加資格審査申請があった者で、令和 7 年 10 月 10 日 (金) に法人が参加資格を認めたものについては、上記 (1) アからオまでの書類一式及び、入札参加資格通知書の原本を法人より郵送する。

6. 日程等

(1) 公告日

令和 7 年 10 月 1 日 (水)

(2) 質疑等

令和 7 年 10 月 14 日 (火) ～令和 7 年 10 月 27 日 (月) 午前 12 時まで

※ 質疑書への回答は、令和 7 年 10 月 29 日 (水) までに入札参加資格者全員に電子メールにて通知する。

(3) 開札

令和 7 年 11 月 14 日 (金) 9:00～

場所：特別養護老人ホームこころ三芳 3 階多目的ホール

(4) 提出先

埼玉県入間郡三芳町北永井 946-1 特別養護老人ホームこころ三芳

(5) 入札時に提出する書類

ア 入札書 1 通

イ 代理人による入札の場合の委任状 1 通

※ 書類に不備があった場合、入札参加者の責任のもと失格として取り扱うものとする

7. 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(再度入札は 1 回まで)

(3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)

② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。

条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。

(4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

(1) オムツについてはそれぞれの単価を算出し、年間使用予定の枚数を乗じた合計金額を入札するものとし、併せて、入札書に1日あたりの単価見積もりを添付することとする。

(2) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

(5) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。

(6) 初度入札において入札参加者の数が1者であるときは、1回のみ入札を行うこととし、再度入札は行わない。

(7) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 郵便以外の方法により入札書を提出した者がした入札

③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

④ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

ウ 押印された印影が明らかでないもの

エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(8) 一般競争入札参加申請書等の提出された書類は返却しない。

(9) 入札に係る書類の作成及び提出に擁する費用は、提出者の負担とする。

- (10) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書等についても不明を理由として異議申し立てをすることはできない。

9. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。

10. その他

- (1) 入札説明会を行わない。
(2) 本件入札の結果については、後日、参加者及び入札金額を参加者全員に公表する。